

津島市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

(目的)

第1条 津島市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の市民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民の代表

(運賃料金協議会の運営)

第4条 運賃料金協議会に会長をおき、運賃料金協議会を主催する市長の指名する職員をもって充てる。

- 2 運賃料金協議会においては、会長が議長となる。
- 3 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 運賃料金協議会は、その構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 運賃料金協議会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 運賃料金協議会は原則として公開とする。
- 8 運賃料金協議会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、津島市地域公共交通会議に報告する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。